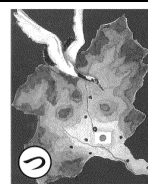




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年3月24日（金） 号外（第4号）

目次

	ページ
規 則	
○群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（県民活動支援・広聴課）	2
○群馬県個人情報保護審議会規則（同）	4 1
○群馬県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（同）	4 1
○群馬県情報公開審議会規則の一部を改正する規則（同）	4 2
○群馬県公文書開示審査会規則の一部を改正する規則（同）	4 3
告 示	
○群馬県個人情報保護条例第4条第2項の規定による知事が定める法人の告示の廃止（県民活動支援・広聴課）	4 4
○口頭により開示請求することができる個人情報の告示の廃止（同）	4 4

規則

群馬県個人情報保護に関する法律施行条例施行規則をここに公布する。
令和五年三月二十四日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第二十三号

群馬県個人情報保護に関する法律施行条例施行規則

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 知事が保有する個人情報保護（第三条―第二十五条）
- 第三章 補則（第二十六条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）及び群馬県個人情報保護に関する法律施行条例（令和四年群馬県条例第七十六号。以下「条例」という。）の施行に関し知事が保有する個人情報保護の保護に関する事務等について必要な事項を定めるものとする。

（地方公共団体の長が指定する施設）

第二条 個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。）第十六条第二号に規定する地方公共団体の長が指定する施設は、群馬県公文書等の管理に関する条例施行規則（令和三年群馬県規則第八十五号）第三条各号に掲げる機関とする。

第二章 知事が保有する個人情報の保護
（個人情報ファイル簿）
第三条 法第七十五条第一項の帳簿は、個人情報ファイル簿（別記様式第一号）によるものとする。

（個人情報保有事務登録簿）
第四条 条例第三条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 個人情報保有事務の名称
- 二 保有個人情報の利用目的
- 三 個人情報保有事務の区分
- 四 個人情報保有事務登録所管課室所名
- 五 個人情報保有事務の登録年月日及び変更年月日
- 六 個人情報保有課室所名
- 七 保有個人情報の対象者の範囲
- 八 保有個人情報の記録項目
- 九 保有個人情報の取得先
- 十 保有個人情報の経常的提供先

- 十一 保有個人情報記録されている主な公文書の名称
- 十二 個人情報ファイル簿の名称

2 特定個人情報に係る個人情報保有事務登録簿については、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 特定個人情報保有事務（特定個人情報保護を保有する事務をいう。以下同じ。）の名称
- 二 特定個人情報記録されているファイルの名称
- 三 特定個人情報保有事務登録所管課室所名
- 四 特定個人情報保有事務の登録年月日及び変更年月日
- 五 特定個人情報保有課室所名
- 六 本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲
- 七 特定個人情報ファイルの記録項目
- 八 特定個人情報の利用目的
- 九 特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報の収集状況
- 十 特定個人情報の経常的提供先（同一機関内の利用を除く。）
- 十一 特定個人情報の保有方法
- 十二 特定個人情報保有事務の委託又は指定管理者による管理の有無
- 十三 特定個人情報記録されている主な公文書の名称

3 個人情報保有事務登録簿は、保有個人情報（特定個人情報に係るものを除く。）に係るものにあつては別記様式第二号により、特定個人情報に係るものにあつては別記様式第二号及び別記様式第三号により作成するものとする。

（保有個人情報開示請求書）
第五条 法第七十七条第一項の書面は、保有個人情報開示請求書（別記様式第四号）によるものとする。

2 条例第四条の県の機関等が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法定代理人又は本人の委任による代理人が法人の場合にあつては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 開示請求をする者の連絡先
- 三 法第八十七条第一項に規定する開示の方法のうち、開示請求をする者が希望する開示の方法
- 四 法定代理人又は本人の委任による代理人が開示請求をする場合にあつては、本人の氏名等

（保有個人情報開示決定通知書等）
第六条 法第八十二条第一項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- 一 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（別記様式第五号）
- 二 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書（別記様式第六号）

- 2 法第八十二条第二項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書(別記様式第七号)によるものとする。
(開示決定等の期間の延長)
- 第七条 条例第五条第二項後段の書面は、決定期間延長通知書(保有個人情報開示請求)(別記様式第八号)によるものとする。
- 2 条例第六条後段の書面は、決定期間特例延長通知書(保有個人情報開示請求)(別記様式第九号)によるものとする。
(事案移送通知書)
- 第八条 法第八十五条第一項の規定による他の行政機関の長等への事案の移送は、保有個人情報の開示請求に係る事案移送書(別記様式第十号)により行うものとする。
- 2 法第八十五条第一項後段の書面は、保有個人情報の開示請求に係る事案の移送通知書(別記様式第十一号)によるものとする。
(第三者保護に関する手続)
- 第九条 知事は、法第八十六条第一項の規定による通知を書面で行うときは、保有個人情報の開示に係る意見照会書(法第八十六条第一項適用)(別記様式第十二号)により行うものとする。
- 2 知事は、法第八十六条第二項の規定による通知を書面で行うときは、保有個人情報の開示に係る意見照会書(法第八十六条第二項適用)(別記様式第十三号)により行うものとする。
- 3 法第八十六条第一項及び第二項の意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書(別記様式第十四号)によるものとする。
- 4 法第八十六条第三項後段の書面は、保有個人情報を開示決定した旨の通知書(別記様式第十五号)によるものとする。
(文書等の写しの交付方法)
- 第十条 法第八十七条第一項の規定による文書又は図画(以下「文書等」という。)に記録されている保有個人情報の写しの交付は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、第三号に掲げる方法については、知事が、その保有する処理装置により、容易に当該保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。
 - 一 当該文書等を乾式の複写機により日本産業規格A列三番(以下「A三判」という。以下)以下の大きさの用紙に白黒で複写したものの交付
 - 二 当該文書等を乾式の複写機によりA三判以下の大きさの用紙にカラー(白黒以外の単色を含む。以下同じ。)で複写したものの交付
 - 三 当該文書等をスキヤナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付
(電磁的記録の開示方法)
- 第十一条 法第八十七条第一項の行政機関等が定める方法は、次に掲げる方法によるものとする。ただし、知事が、その保有する処理装置により、容易に当該文書等

- の開示を実施することができる場合に限る。
 - 一 A三判以下の大きさの用紙に出力したもの又はその写しの閲覧又は交付
 - 二 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
 - 三 光ディスクに複写したものの交付
(閲覧の制限等)
- 第十二条 知事は、保有個人情報記録されている文書等又は電磁的記録の閲覧又は視聴をする者が当該文書等若しくは電磁的記録又はその内容を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該文書等又は電磁的記録の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。
- 2 保有個人情報の開示を行う場合において、当該開示に係る保有個人情報が記録されている文書等又は電磁的記録の写し等を交付するときの交付部数は、当該文書等又は電磁的記録一件につき一部とする。
(開示の実施の方法等の申出)
- 第十三条 法第八十七条第三項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(別記様式第十六号)によるものとする。
(費用負担に係る額)
- 第十四条 条例第七条第一項ただし書の規則で定める費用は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

区分		費用の額
一 乾式の複写機による写しの交付(A三判以下の大きさに限り、五の項に該当する場合を除く。)	白黒複写一枚につき十円	十円
	カラー複写一枚につき五十円	十円
	白黒出力一枚につき十円	十円
二 用紙に出力したものの交付(A三判以下の大きさに限り、五の項に該当する場合を除く。)	カラー出力一枚につき五十円	十円
	白黒出力一枚につき十円	十円
三 光ディスク(日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下)に複写したものの交付(五の項に該当する場合を除く。)	文書等をスキヤナにより読み取ってできた電磁的記録の複写の場合	一枚につき百円に当該文書等一枚ごとに十円を加えた額
	その他の場合	一枚につき百円

備考 一 用紙の両面を使用する場合は、片面を一枚として額を算定する。 二 写し等の送付を求める者は、送付に要する費用を負担するものとする。	四 光ディスク(日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付(五の項に該当する場合を除く。)	文書等をスキヤナにより読み取ってできた電磁的記録の複写の場合	一枚につき百二十円に当該文書等一枚ごとに十円を加えた額
	五 その他公文書の性質に応じて複写について特別な対応を必要とする場合における当該複写したものの聴取、視聴、閲覧又は交付	その他の場合	一枚につき百二十円

2 前項に規定する費用は、前納とする。

(送付に要する費用の納付方法)

第十五条 令第二十八条第四項後段の規則で定める方法は、現金、郵便切手又は郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行が発行する為替証書とする。

(知事が保有する特定個人情報開示に係る費用負担の減免)

第十六条 条例第七条第二項の規定により、知事が保有する特定個人情報の開示を受ける者に経済的困難その他特別の事情があると認めるときは、開示請求一件につき二千円を限度として、開示に係る費用を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による減額又は免除を受けようとする者は、第六条第一項各号に掲げる通知を受け取った後、遅滞なく当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した知事が保有する特定個人情報の開示に係る費用の減額(免除)申請書(別記様式第十七号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の申請書には、申請者が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十四条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 第一項の規定による費用の減額又は免除の承認又は不承認の通知は、それぞれ知事が保有する特定個人情報の開示に係る費用の減額(免除)承認通知書(別記様式第十八号)又は知事が保有する特定個人情報の開示に係る費用の減額(免除)不承認通知書(別記様式第十九号)により行うものとする。

(保有個人情報訂正請求書)

第十七条 法第九十一条第一項の書面は、保有個人情報訂正請求書(別記様式第二十

号)によるものとする。

2 条例第八条の県の機関等が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法定代理人又は本人の委任による代理人が法人の場合にあっては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 訂正請求をする者の連絡先
- 三 法定代理人又は本人の委任による代理人が訂正請求をする場合にあっては、本人の氏名等

(保有個人情報訂正決定通知書等)
第十八条 法第九十三条第一項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書(別記様式第二十一号)によるものとする。

2 法第九十三条第二項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書(別記様式第二十二号)によるものとする。
(訂正決定等の期間の延長)
第十九条 法第九十四条第二項後段の書面は、決定期間延長通知書(保有個人情報訂正請求)(別記様式第二十三号)によるものとする。

2 法第九十五条後段の書面は、決定期間特例延長通知書(保有個人情報訂正請求)(別記様式第二十四号)によるものとする。
(事案移送通知書)

第二十条 法第九十六条第一項の規定による他の行政機関の長等への事案の移送は、保有個人情報の訂正請求に係る事案移送書(別記様式第二十五号)により行うものとする。
2 法第九十六条第一項後段の書面は、保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書(別記様式第二十六号)によるものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)
第二十一条 法第九十七条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(別記様式第二十七号)によるものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)
第二十二条 法第九十九条第一項の書面は、保有個人情報利用停止請求書(別記様式第二十八号)によるものとする。

2 条例第九条の県の機関等が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法定代理人又は本人の委任による代理人が法人の場合にあっては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 利用停止請求をする者の連絡先
- 三 法定代理人又は本人の委任による代理人が利用停止請求をする場合にあっては、本人の氏名等

(保有個人情報利用停止決定通知書等)
第二十三条 法第一百一条第一項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書(別記様式第二十九号)によるものとする。

2 法第一百一条第二項の書面は、保有個人情報不利用停止決定通知書(別記様式第三十号)によるものとする。

(利用停止決定等の期間の延長)

第二十四条 法第百二条第二項後段の書面は、決定期間延長通知書(保有個人情報利用停止請求)(別記様式第三十一号)によるものとする。

2 法第百三条後段の書面は、決定期間特例延長通知書(保有個人情報利用停止請求)(別記様式第三十二号)によるものとする。

(諮問をした旨の通知)

第二十五条 法第百五条第三項において準用する同条第二項の規定による通知は、群馬県個人情報保護審議会諮問通知書(別記様式第三十三号)によるものとする。

第三章 補則

(運用状況の公表)

第二十六条 知事は、毎年一回県の機関における法の運用状況を取りまとめ、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(群馬県個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 群馬県個人情報保護条例施行規則(平成十二年群馬県規則第四百十号)は、廃止する。

(開示請求等の手続に関する経過措置)

3 前項の規定の施行の日前に次に掲げる請求がされた場合における条例附則第二十条の規定による廃止前の群馬県個人情報保護条例(平成十二年群馬県条例第八十五号。以下「旧条例」という。)に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

一 旧条例第十二条の開示請求

二 旧条例第二十二条の訂正請求

三 旧条例第二十五条の五の利用停止請求

個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） <hr/> 政令第21条第7項に該当するフ ァイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の 募集をする個人情報ファイルであ る旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を 受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情 報に関する提案を受ける組織の名 称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情 報に関する提案をすることができる 期間		
備 考		

別記様式第2号（規格A4）（第4条関係）

個人情報保有事務登録簿

（ 枚中 枚）

個人情報保有事務の名称		(根拠法令等：)		
保有個人情報の利用目的				
個人情報保有事務の区分		<input type="checkbox"/> 共通事務 <input type="checkbox"/> 固有事務		
登録所管課室所名		登録年月日	年 月 日	
個人情報保有課室所名		変更年月日	年 月 日	
保有個人情報の対象者の範囲				
保有個人情報の記録項目	基本的事項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 識別番号（個人番号を除く） <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 住所・居所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> メールアドレス		
	家庭生活	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴		
	社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格・免許 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 栄典・表彰 <input type="checkbox"/> 所属団体		
	資産・収入	<input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況		
	その他	<input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談内容 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴、健康診断等の結果、医師等による指導・診療・調剤に係る全ての情報、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害等 <input type="checkbox"/> 犯罪歴、刑事事件又は少年事件に関する手続の状況 <input type="checkbox"/> 犯罪被害歴		
保有個人情報の取得先		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 県の機関内 <input type="checkbox"/> 他の県の機関等 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 委託先 <input type="checkbox"/> 指定管理者 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
保有個人情報の経常的提供先		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 他の県の機関等 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 委託先 <input type="checkbox"/> 指定管理者 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
個人情報が記録されている主な公文書の名称				
個人情報ファイル簿の名称 (作成した場合)				
備考				

別記様式第3号（規格A4）（第4条関係）

個人情報保有事務登録簿（特定個人情報用）

（ 枚中 枚）

特定個人情報保有事務の名称				
特定個人情報ファイルの名称				
登録所管課室所名		登録年月日	年	月 日
特定個人情報保有課室所名		変更年月日	年	月 日
本人として特定個人情報ファイルに記録されている個人の範囲				
特記 項目 個人情報 ファイルの 識別情報	識別情報	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人番号対応符号 <input type="checkbox"/> その他識別情報（内部番号）		
	連絡先情報	<input type="checkbox"/> 四情報（氏名、性別、生年月日、住所） <input type="checkbox"/> 連絡先（電話番号等） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	業務関係情報	<input type="checkbox"/> 国税関係情報 <input type="checkbox"/> 地方税関係情報 <input type="checkbox"/> 健康・医療関係情報 <input type="checkbox"/> 医療保険関係情報 <input type="checkbox"/> 児童福祉・子育て関係情報 <input type="checkbox"/> 障害者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 生活保護・社会福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 介護・高齢者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 雇用・労働関係情報 <input type="checkbox"/> 年金関係情報 <input type="checkbox"/> 学校・教育関係情報 <input type="checkbox"/> 災害関係情報 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
特定個人情報の利用目的		（根拠法令等： ）		
特定個人情報の 収集状況	収集元	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の委任による代理人 <input type="checkbox"/> 県の機関内の他部署（ ） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（ ） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（ ） <input type="checkbox"/> 民間事業者（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	収集方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（ ）		
特定個人情報の 経常的提供先 （同一機関内の利用を除く。）		<input type="checkbox"/> 有（法令上の根拠： 該当） <input type="checkbox"/> 無 「有」の場合 の提供先		
特定個人情報の保有方法		<input type="checkbox"/> 情報システム <input type="checkbox"/> 電子ファイル（情報システムを除く。） <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
委託又は指定管理者による管理の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 委託等の内容		
特定個人情報が記録されている主な公文書				
備考				

別記様式第4号（規格A4）（第5条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

群馬県知事 あて

請求者氏名

住所又は居所
〒 -

（ 代理人が法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名
電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示を請求する保有個人情報 (具体的に特定してください。)	
開示の実施方法 ご希望の□にチェックしてください。 例) 「■」 「レ」	1 <input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴 2 <input type="checkbox"/> 写しの交付 { <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事務所における開示 開示を希望する日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 送付による交付 (希望する交付方法を上記2点からご選択ください) 写しの交付媒体 (1) <input type="checkbox"/> 紙 (<input type="checkbox"/> カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。) (2) <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> { <ul style="list-style-type: none"> 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する(保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。)。※別途読み取り費用が発生します。
開示請求者の種別	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
本人の状況等 (代理人による開示請求の場合のみ記入してください。)	1 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 2 本人の氏名 _____ 3 本人の住所又は居所 _____ 4 本人の電話番号 _____
※ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他()
※ 法定代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
※ 任意代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()

注 ※印の欄は、記入しないでください。

別記様式第5号（規格A4）（第6条関係）

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県知事

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することを決定しましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法	
①事務所における開示 開示を実施することができる日時及び場所	日時： 場所：
②写しの交付による開示 準備日数及び送付費用	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

- 注 1 事務所で開示を受ける際は、この通知書及び本人であることを証明する書類を持参してください。
2 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

別記様式第6号（規格A4）（第6条関係）

保有個人情報部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県知事

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することを決定しましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法	
①事務所における開示 開示を実施することができる日時及び場所	日時： 場所：
②写しの交付による開示 準備日数及び送付費用	
開示しない部分の概要及びその理由	
※開示しない理由がなくなる期日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

- 注 1 事務所で開示を受ける際は、この通知書及び本人であることを証明する書類を持参してください。
- 2 ※欄は、開示しない部分について、開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にのみ記入してあります。
- 3 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

別記様式第7号（規格A4）（第6条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

群馬県知事

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことを決定しましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示しない理由	
※開示しない理由がなくなる期日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

注 ※欄は、開示をしない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にのみ記入してあります。

別記様式第8号（規格A4）（第7条関係）

決定期間延長通知書
（保有個人情報開示請求）

第 年 月 日 号

様

群馬県知事

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年群馬県条例第76号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第5条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

別記様式第9号（規格A4）（第7条関係）

決定期間特例延長通知書
（保有個人情報開示請求）

第 年 月 日 号

様

群馬県知事

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年群馬県条例第76号。以下「条例」という。）第6条の規定により、請求のあった日から44日以内に保有個人情報の相当の部分について開示決定等を行い、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等を行いますので、次のとおり通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第5条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
条例第6条を適用する理由	
保有個人情報の相当部分について開示決定等を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限	年 月 日まで
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第10号（規格A4）（第8条関係）

保有個人情報の開示請求に係る事案移送書

第 号
年 月 日

（他の行政機関の長等） 殿

群馬県知事 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	
添付資料等	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第11号（規格A4）（第8条関係）

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県知事 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第12号（規格A4）（第9条関係）

保有個人情報の開示に係る意見照会書
（法第八十六条第一項適用）

第 年 月 日 号

（第三者利害関係人） 様

群馬県知事

印

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に係る意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
事務担当課等 （意見書提出先）	電話番号 (内線)
意見書提出期限	年 月 日
備 考	

注 提出期限までに「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がない場合は、意見の聴取の
手続を終結し、保有個人情報の開示が行われる場合があります。

別記様式第13号（規格A4）（第9条関係）

保有個人情報の開示に係る意見照会書
（法第八十六条第二項適用）

第 号
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

群馬県知事

印

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に係る意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
事務担当課等 (意見書提出先)	電話番号 (内線)
意見書提出期限	年 月 日
備 考	

注 提出期限までに「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がない場合は、意見の聴取の
手続を終結し、保有個人情報の開示が行われる場合があります。

別記様式第14号（規格A4）（第9条関係）

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

群馬県知事 あて

氏名 _____

住所又は居所

〒 -

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号 _____

年 月 日 付け 第 号で照会のありましたこのことについて、次の
とおり回答します。

意 見
<p>(該当する番号を○で囲んでください。「2」を○で囲んだ場合は（1）欄及び（2）欄も記載してください。)</p> <p>1 開示することについて支障がない。</p> <p>2 開示することについて支障がある。</p> <p>（1） 開示により支障（不利益）がある部分</p> <p>（2） 支障（不利益）がある具体的理由</p>
<p>(上記の他に意見があればお書きください。)</p>

- 注 1 電話番号について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号を記載してください。
- 2 本件の記載方法、内容等について不明な点がありましたら、「意見照会書」に記載されている「事務担当課等」に連絡してください。

別記様式第15号（規格A4）（第9条関係）

保有個人情報を開示決定した旨の通知書

第 年 月 日 号

（第三者利害関係人）様

群馬県知事 印

（あなた、貴社等）から 年 月 日付け「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日（ ）
開示を実施する日	年 月 日（ ）
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第16号（規格A4）（第13条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

群馬県知事 あて

氏 名

住所又は居所

〒

電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書等の番号等

文書番号： _____

日 付： _____ 年 _____ 月 _____ 日

2 求める開示の実施方法（ご希望の□にチェックしてください。例）「■」「レ」

閲覧、聴取又は視聴

写しの交付

}	<input type="checkbox"/> 事務所における開示を希望
	開示の実施を希望する日
	_____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 午前・午後
<input type="checkbox"/> 写しの送付による開示を希望	

「写しの交付」を希望する場合の交付媒体

(1) 紙（ カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。）

(2) CD-R DVD-R

電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する（保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。）。※別途読み取り費用が発生します。

(3) その他の媒体（ _____ ）

3 その他

(_____)

別記様式第17号（規格A4）（第16条関係）

知事が保有する特定個人情報の開示に係る費用の減額（免除）申請書

年 月 日

あて

請求者 氏 名 _____

住所又は居所

〒 -

代理人が法人の場合にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号 _____

群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年群馬県条例第76号）第7条第2項の規定により、次のとおり知事が保有する特定個人情報の開示に係る費用の減額（免除）を申請します。

開示決定のあった知事が保有する特定個人情報の内容	
減額（免除）を求める額 ただし、2,000円を 限度とする。	
減額又は免除を求める理由 ア又はイのいずれかに○ 印を付し、イの場合は具 体的な理由を記入してくださ い。	ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第 1項第 号に掲げる扶助を受けており、費用を納付す る資力がないたため。 イ その他（具体的な理由）

- 注 1 生活保護法による扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を添付してください。
- 2 この申請書は、保有個人情報開示決定通知の交付を受けた後、遅滞なく（遅くとも開示が実施される前までに）提出してください。

別記様式第18号（規格A4）（第16条関係）

知事が保有する特定個人情報の開示に係る費用の減額（免除）承認通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県知事

印

年 月 日付けで申請のあった知事が保有する特定個人情報の開示に係る費用の減額（免除）については、群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年群馬県条例第76号）第7条第2項の規定により、次のとおり承認しましたので通知します。

開示決定のあった知事が保有する特定個人情報の内容	
減額（免除）をする額	
減額又は免除を承認する理由	

別記様式第19号（規格A4）（第16条関係）

知事が保有する特定個人情報の開示に係る費用の減額（免除）不承認通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県知事

印

年 月 日付けで申請のあった知事が保有する特定個人情報の開示に係る費用の減額（免除）については、群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年群馬県条例第76号）第7条第2項の規定により、次のとおり不承認としましたので通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

<p>開示決定のあった知事が保有する特定個人情報の内容</p>	
<p>減額又は免除を承認しない理由</p>	

別記様式第20号（規格A4）（第17条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

群馬県知事 あて

請求者 氏名 _____
 住所又は居所
 〒 _____

（代理人が法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 電話番号 _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第91条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	_____年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号：_____ 日付：_____年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)
訂正請求者の種別	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
本人の状況等 (代理人による開示請求の場合のみ記入してください。)	1 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 2 本人の氏名 _____ 3 本人の住所又は居所 _____ 4 本人の電話番号 _____
※ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
※ 法定代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
※ 任意代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

注 1 訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内になければなりません。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

別記様式第21号（規格A4）（第18条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 年 月 日

様

群馬県知事

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することを決定しましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正した年月日	年 月 日
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

別記様式第22号（規格A4）（第18条関係）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 年 月 日 号

様

群馬県知事

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことを決定しましたので通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしない理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第23号（規格A4）（第19条関係）

決定期間延長通知書
（保有個人情報訂正請求）

第 年 月 日 号

様

群馬県知事

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第94条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

別記様式第24号（規格A4）（第19条関係）

決定期間特例延長通知書
（保有個人情報訂正請求）

第 年 月 日 号

様

群馬県知事

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第95条の規定により、相当の期間内に訂正決定等を行いますので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第94条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
法第95条の規定を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日まで
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第25号（規格A4）（第20条関係）

保有個人情報の訂正請求に係る事案移送書

第 号
年 月 日

（他の行政機関の長等） 殿

群馬県知事 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者氏名等	
添付資料等	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第26号（規格A4）（第20条関係）

保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県知事 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第27号（規格A4）（第21条関係）

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

第 号
年 月 日

（他の行政機関の長等） 殿

群馬県知事 印

（他の行政機関の長等）に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第28号（規格A4）（第22条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

群馬県知事 あて

請求者 氏名 _____

住所又は居所

〒 -

（代理人が法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号 _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第99条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	_____年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書等の文書番号：_____ 日付：_____年 月 日 開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)
利用停止請求者の種別	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
本人の状況等 (代理人による利用停止請求の場合のみ記入してください。)	1 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(_____年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 2 本人の氏名 _____ 3 本人の住所又は居所 _____ 4 本人の電話番号 _____
※ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他(_____)
※ 法定代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他(_____)
※ 任意代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他(_____)

注 1 利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なわなければならない。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

別記様式第29号（規格A4）（第23条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 年 月 日

様

群馬県知事

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止内容) (利用停止理由)
利用停止（予定）年月日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第30号（規格A4）（第23条関係）

保有個人情報不利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県知事 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止しないことを決定しましたので通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止しない理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第31号（規格A4）（第24条関係）

決定期間延長通知書
（保有個人情報利用停止請求）

第 年 月 日 号

様

群馬県知事

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第102条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第32号（規格A4）（第24条関係）

決定期間特例延長通知書
（保有個人情報利用停止請求）

第 号
年 月 日

様

群馬県知事 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第102条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
法第103条の規定を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日まで
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第33号（規格A4）（第25条関係）

群馬県個人情報保護審議会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県知事

印

あなたからの審査請求について、次のとおり群馬県個人情報保護審議会に諮問しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第2項の規定に基づき通知します。

審査請求年月日	年 月 日
審査請求の対象となった決定	年 月 日 第 号
	(決定の内容)
審査請求の内容	
諮問をした年月日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

群馬県個人情報保護審議会規則をここに公布する。
令和五年三月二十四日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十四号
群馬県個人情報保護審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県個人情報保護審議会条例(令和四年群馬県条例第七十七号。以下「条例」という。)第九条の規定に基づき、群馬県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に關し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第二条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第三条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 特定の審査請求についての調査審議につき特別の利害関係を有する委員は、審議会の決議があつたときは、当該調査審議に係る議決に参加することができない。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 群馬県個人情報保護審議会規則(平成十二年群馬県規則第七七号)は、廃止する。

群馬県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年三月二十四日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十五号

群馬県情報公開条例施行規則

群馬県情報公開条例施行規則(平成十二年群馬県規則第二百二十三号)の一部を次の

ように改正する。

第四条第三号を次のように改める。

三 公文書の全部を開示しない旨の決定 公文書不開示決定通知書(別記様式第四号)

第五条第一項中「別記様式第七号」を「別記様式第五号」に改め、同条第二項中「別記様式第八号」を「別記様式第六号」に改める。

第六条中「別記様式第九号」を「別記様式第七号」に改める。

第七条第二項中「別記様式第十号」を「別記様式第八号」に改め、同条第三項中「別記様式第十一号」を「別記様式第九号」に改め、同条第四項中「別記様式第十二号」を「別記様式第十号」に改める。

第九条を次のように改める。

(電磁的記録の開示方法)

第九条 条例第二十二条の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。ただし、知事が、その保有する処理装置により、容易に当該文書等の開示を実施することができる場合に限る。

一 A三判以下の大きさの用紙に出力したもの又はその写しの閲覧又は交付

二 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

三 光ディスクに複写したものの交付

第十一条第一項の表三の項中「二百円」を「百円」に改め、同表四の項中「二百二十円」を「百二十円」に改める。

第十二条中「別記様式第十三号」を「別記様式第十一号」に改める。

第十三条中「群馬県報に登載して」を「インターネットの利用その他の方法により」に改める。

別記様式第一号中「群馬県情報公開条例第一二条第一項」を「群馬県情報公開条例(平成12年群馬県条例第83号)第12条第一項」に改める。

「 C D - R

「 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する(保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。)。」

「 電磁的記録媒体(C D - R D V D - R)

「 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する(保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。)。」
※別添読み取り費用が発生します。

別記様式第二号中

「 年 月 日付で請求のあった公文書の開示について
は、群馬県情報公開条例第18条第1項の規定により、次のとおりを

開示することを決定したので通知します。」

「 年 月 日付で請求のあった公文書の開示については、群馬県情報公開条例(平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。)第18条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

情報公開条例第24条)や「条例第24条」に定める。
群馬県条例第83号。以下「条例」という。)第18条第1項)「あるときは」や「ある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により」とある「また」の語句、「この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により」や「群馬県情報公開条例第14条第 号 該当」や「群馬県情報公開条例第24条」や「条例第24条」に定める。

「群馬県情報公開条例第18条第2項」や「群馬県情報公開条例(平成12年群馬県条例第83号)第18条第2項」に「ときは」や「場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により」とある「また」の語句、「この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により」や「群馬県情報公開条例第14条第 号 該当」や「群馬県情報公開条例第19条第2項」や「群馬県情報公開条例(平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。)第19条第2項」に「群馬県情報公開条例第19条第1項」や「条例第19条第1項」に定める「回覧表」や「記録簿」や「帳簿」

「群馬県情報公開条例第19条第3項の」や「群馬県情報公開条例(平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。)第19条第3項の」に「群馬県情報公開条例第19条第1項」や「条例第19条第1項」に「群馬県情報公開条例第19条第3項を」や「条例第19条第3項を」に定める「回覧表」や「記録簿」や「帳簿」。

「群馬県情報公開条例第20条第1項」や「群馬県情報公開条例(平成12年群馬県条例第83号)第20条第1項」に定める「回覧表」や「記録簿」や「帳簿」。

「群馬県情報公開条例第21条第1項(第2項)」や「群馬県情報公開条例(平成12年群馬県条例第83号)第21条第1項(第2項)」に定める「回覧表」や「記録簿」や「帳簿」。

「この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により」や「回覧表」や「記録簿」や「帳簿」。

「この規則は、令和五年四月一日から施行する。」
改正後の群馬県情報公開条例施行規則の規定は、「この規則の施行の日(以下「施行日」という。))以後にされた開示請求について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。」
群馬県情報公開審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年三月二十四日 群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十六号 群馬県情報公開審査会規則の一部を改正する規則

群馬県情報公開審査会規則(平成十二年群馬県規則第二百二十四号)の一部を次のように改正する。
第一条中「第十条第五項」を「第十条第六項」に改める。
第二条第一項中「会長を置き、審査会の委員(以下「委員」という。)の互選により、会長を置き、委員の互選により」に改め、同条第二項中「審査会を代表し、会務を総理する」を「会務を総理し、審査会を代表する」に改め、同条第三項中「又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が」を「は、あらかじめその指名する委員が」に改める。
第三条第二項中「委員の過半数が出席しなければ」を「過半数の委員の出席がなけ

れば」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県公文書開示審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十七号

群馬県公文書開示審査会規則の一部を改正する規則

群馬県公文書開示審査会規則(平成十二年群馬県規則第二百五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十九条第四項」を「第二十九条第八項」に改める。

第二条第一項中「会長を置き、審査会の委員(以下「委員」という。)の互選によつて」を「会長を置き、委員の互選により」に改め、同条第二項中「審査会を代表し、会務を総理する」を「会務を総理し、審査会を代表する」に改め、同条第三項中「又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が」を「は、あらかじめその指名する委員が、」に改める。

第三条に次の一項を加える。

4 特定の審査請求に係る事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があつたときは、当該事件に係る議決に参加することができない。ただし、当該委員が当該事件に係る議決に参加することができないことに同意しているときは、審査会の決議は要しない。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第96号

群馬県個人情報保護条例第4条第2項の規定による知事が定める法人（平成12年群馬県告示第91号）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月24日

群馬県知事 山本 一 太

◎群馬県告示第97号

口頭により開示請求することができる個人情報（平成15年群馬県告示第486号）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月24日

群馬県知事 山本 一 太